

宅建業法における個人免許業者の法人免許への免許換え（法人成り）に関する取り扱いについて（通知）

本県宅地建物取引行政の推進につきまして、平素から格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、個人免許業者が法人免許の許可及び、事業の継続性の確保を希望する場合における事務について、今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴団体加盟の個人業者に周知くださいますよう、よろしくお願いします。

記

1 内容

個人免許事業者が、法人免許の許可及び事業を継続性の確保を希望する場合、以下の条件を充足する場合、法人免許への免許換えを可能とする。

【条 件】

- ① 事業を継続するために設立させた法人であること。（原則、設立後 6 月以内）
- ② 個人免許と代表者、専任の宅地建物取引士が同一人 であること
- ③ 事務所の所在が同一場所であること
- ④ 法人免許付与後、直ちに個人免許業者を廃業すること（誓約書の提出）

2 適用開始

平成 29 年 7 月 1 日（土）申請受付分以降

3 その他

- 設立後 6 月以上経過している法人については、諸事情を踏まえ個別に対応